

入管法改正案に強く反対する会長声明

政府は、本年2月19日、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」（以下、「本改正案」という。）を閣議決定し、国会提出した。

本改正案では、①退去強制拒否罪の創設、②一定の難民認定申請者について送還停止効に例外を設ける措置の導入、③仮放免者逃亡罪の創設、④監理措置制度の創設等が予定されている。

1 退去強制拒否罪の創設について

本改正案は、退去強制令書の発付後も日本から退去しない者に対し、①出国に必要な文書の取得を命じる制度や、②一定の期日までに退去することを命じる制度を創設し、これらの命令に基づく義務の履行を確保するため、命令違反に罰則（以下、「退去強制拒否罪」という。）を設けようとするものである。

しかし、例えば、日本で生まれ育ったため、あるいは日本に居住する家族がいるために在留特別許可を求める者や、難民の地位に関する条約上の難民であるにも関わらず難民認定されないためにやむなく難民申請を何度も行う者等、退去強制令書の発付を受けても送還に応じることができない事情には様々なものがある。

これらの人々は、司法審査を受けていない段階では保護されるべき立場にあるにもかかわらず、退去強制拒否罪の創設によって不当に刑罰の対象とされる危険性ははらんでいる。

この危険が生じうることは、出入国在留管理関係訴訟（退去強制手続関係取消請求・無効確認、難民認定手続関係取消請求・無効確認等）で国の敗訴が確定した判決が、平成28年以降の3年間で合計26件も存在するという事実からも裏付けられる。また、この事実は、罰則の創設により、退去強制令書を発付された者の裁判を受ける権利（憲法第32条）が侵害されかねないことも示している。

さらに、同罪が創設されれば、様々な事情のある人々を人道上の観点から支援するNGO等の関係者、これらの人々から相談や依頼を受ける弁護士、行政書士等の専門家が共犯とされ、刑罰の対象とされる可能性も否定できない。ひいては、これらの者による人道的な行為や権利擁護活動をも著しく萎縮させてしまう。

2 送還停止効に例外を設けることについて

本改正案は、現行入管法第61条の2の6第3項に規定する、難民申請中の者の送還を停止する効力に関し、入管法改正案は、3回目以降の申請を例外とする規定を設けようとするものである。

確かに、適切に難民認定手続が行われているのであれば、単に送還されないために繰り返される不当な難民申請を防止することに意味はある。

しかし、日本は、諸外国と比して難民認定率が極端に低く、日本で不認定になった者と同じ状況にある者が他国で難民認定を受けるという例や、難民認定されないため、やむを得ず何度も申請し、ようやく認定されるという例も相当数存在する。

このように、現在、日本で行われている難民認定手続が適切に実施されているとは到底評価できないのであり、難民申請中の者に対する送還停止効に例外を設ける前提を欠いていると言わざるを得ない。

また、日本が難民条約の締結国であるにもかかわらず、安易に送還停止効の例外を認めることは、誰ひとりとして迫害を受けるおそれのある領域に送還してはならないという「ノン・ルフールマンの原則」（同条約第33条1項）に抵触する可能性が極めて高い。

立法府がまず行うべきは、難民条約上の保護が認められるべき者が適切に保護される制

度を構築することであり、難民として保護を求める者を安易に送還するための制度を創設することではない。

3 仮放免逃亡罪の創設について

本改正案は、仮放免された者が定められた条件に違反して、逃亡し、又は正当な理由なく出頭しない行為に対する罰則（仮放免逃亡罪）を設けようとするものである。

しかし、仮放免は、逃亡防止・出頭確保のため、身元保証人を付し、一定額の保証金を納付させることが通例であり、保証金の没取に加えて刑罰を科すことは、二重に刑罰を科すことに等しい。また、仮放免制度と同様に、身体拘束を解く刑事訴訟法の保釈制度にあっても、権利保釈が認められ、保釈逃亡罪も存在していないことを考えれば、入管当局の裁量に依存する仮放免制度に刑事罰を導入することは、厳に慎重であるべきである。

そもそも、国は、退去強制事由に該当すると思料されるものについては、全件収容をして退去強制手続を進めるといいうゆる全件収容主義に基づく運用を行っている。これが改められ、収容が最終的な手段になれば、逃亡や不出頭は極めて限定的になるはずであり、そうした法整備をしない状態で罰則を創設すべきではない。

さらに、被仮放免者が逃亡した場合には、仮放免申請手続や仮放免後の生活の支援をしていた者が共犯として刑事処罰の対象となるおそれが否定できず、ひいては、1と同様に人道行為や権利擁護活動までも著しく萎縮させるおそれがある。

4 監理措置制度の創設について

本改正案は、退去強制令状により収容されている外国人等について、逃亡のおそれの程度等を考慮して、外国人等を放免し、監理人による監理に付す措置である監理制度を設けようとするものである。

しかし、監理措置に付すかどうかは、司法審査を経ることなく出入国在留管理庁（以下、「入管庁」という。）の判断に委ねられるため、個々の判断の中立性、公平性、透明性が確保されない。

また、日本における全件収容主義は、2020年8月28日、国連恣意的拘禁作業部会が「国際法違反の恣意的拘禁に該当する」と認める意見を採用し、国際法に明確に反していると認定している。全件収容主義を維持しつつ例外的に監理制度を創設しても、恣意的拘禁の問題は何ら解消されない。

加えて、監理制度は、これまで仮放免された者を支援してきた者が監理人になった場合、入管庁の管理権限を背景に、支配・被支配の関係に変容することで、人道的支援や権利擁護活動に困難をきたすおそれがある。

5 まとめ

以上から、当会は、①退去強制拒否罪を創設し、②送還停止効に例外を設け、③仮放免者逃亡罪を創設し、④監理措置制度を創設する、入管法改正案に強く反対するものである。

2021年（令和3年）3月5日

岩手弁護士会
会長 大和久政也

